

全国児童養護施設協議会 令和7年度事業計画

- 少子化が進行するなかにおいても、児童相談所における児童虐待相談対応件数は毎年、過去最多を更新するとともに、昨今の社会・経済環境等を背景としてひとり親世帯の子どもの相対的貧困率が高位で推移するなど、子ども・子育て家庭をめぐる課題は複雑化するとともに厳しさを増している。
- その一方、令和7年度から11年度を期間とする後期都道府県社会的養育推進計画が、国の示した都道府県社会的養育推進計画策定要領にもとづき、各自治体で取りまとめられ、今年度より推進される。
- また、令和4年改正児童福祉法に基づき、各地で児童虐待予防に向けた包括的な相談支援体制の強化・事業の拡充をはじめ、児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援拠点事業による施設退所後の自立支援の強化や、子どもの意見形成・表明支援、権利擁護にかかる環境整備が進められている。
- こうした社会的養護をとりまく変革期において、児童養護施設は、24時間365日、緊急的かつ重篤な課題や複雑・多様なニーズがある子どもの個別的養育を担ってきた専門性を活かし、入所している子どもの養育とともに、里親支援、地域の保護・支援を必要とする子どもや家族への支援を展開している。
- 全国児童養護施設協議会（以下、全養協）は、令和4年度にとりまとめた「児童養護施設が担う機能と今後の展望・展開」（提言特別委員会報告書）に基づき、「個別的養育機能」「支援拠点機能」「地域支援機能」の充実・強化を図り、児童養護施設がその社会的使命を積極的に果たすべく、都道府県協議会およびブロック協議会との連携のもと、以下の事業に取り組むとともに、会員施設に対して積極的に発信・周知を行っていく。

重点事項

1. 子どもの権利擁護と最善の利益の保障の推進

- 児童養護施設における子どもの権利擁護と最善の利益の保障に向け、令和6年度に検討を行った「全国児童養護施設協議会倫理綱領」および「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」の推進や養育・権利擁護セミナーの機会等を通じて、基本的な考え方やその取り組み方針について発信し、職員の人権意識の醸成を図る。
- 日々の養育のいとなみのなかで子どもの意見・意向を聴き、一人ひとりの子どもが退所後も社会で孤立せず、安全・安心な生活をいとなみ、自己実現を果たしていけるよう、令和6年度より実施されている意見・意向表明支援との連携・協働のあり方を整理し、子どもの最善の利益の保障に向けた取り組みを推進する。

2. 改正児童福祉法の施行、都道府県社会的養育推進計画等、社会的養護をめぐる制度・政策への対応

- 各会員施設が地域の実情を踏まえ、児童養護施設における地域支援が展開できるよう、こども家庭センター(市区町村)や里親支援センター等の事業の具体的な内容を把握し、適切な情報提供・共有を行う。
- 社会的養護のもとで育つ子どもたちの安定的な自立を支えるため、各会員施設において改正児童福祉法に基づく児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援拠点事業等を展開できるよう、適時・適切な情報提供を行う。
- 各都道府県で取りまとめられた社会的養育推進計画を分析し、ブロック協議会や都道府県協議会、社会的養護関係種別協議会や関係機関等との連携・協働のもと、地域で真に保護・支援を必要とする子どもや家庭に対し必要な支援が届けられるよう、今後の取り組みに関し検討を行う。
- 国に対し措置費や人員配置基準等も含め「施設の在り方」の検討を働きかけるとともに、国における社会的養護を取り巻く課題に対応して、児童養護施設の役割や機能等を発信し、必要な体制整備等について提言・要望等を行う。

3. 人材の確保・育成・定着に向けた取り組みの強化

- 複雑、多様な課題に対応し、一人ひとりの子どものケアニーズに即した養育を行うため、人員配置基準の抜本的な改善に向けて、国等に対して提言・要望を行う。
- 全養協ホームページや全養協が発行するパンフレットの見直しを行うとともに、さまざまな媒体を活用し、児童養護施設の魅力や施設職員の専門性等を発信していくことを通して、各施設における人材確保を推進する。
- 児童養護施設の職員の離職防止を図り、子どもの安定的な養育環境を確保するため、職員のメンタルヘルスへの配慮等も含め、職員一人ひとりが長く働き続けられるよう、児童養護施設職員のさらなる処遇改善、労働・職場環境の改善に向けた会員施設における取り組みの促進、支援を行う。
- 児童養護施設で働く職員の養育の質や専門性の向上を図るため、『改訂 児童養護施設の研修体系—人材育成のための指針—』(平成 29 年 3 月)について、今日の情勢に照らして、見直しを行う。

事業内容

制度政策部

1. 改正児童福祉法の施行、都道府県社会的養育推進計画等、社会的養護をめぐる制度・政策への対応

- こども家庭センター(市区町村)や里親支援センター等の事業の具体的な内容を把握し、各会員施設が地域の実情を踏まえ、児童養護施設における地域支援が展開できるよう、適切な情報提供を行う。
- 社会的養護のもとで育つ子どもたちの安定的な自立を支えるため、各会員施設において改正児童福祉法による児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援拠点事業等を展開できるよう、適時・適切な情報提供を行う。
- 各都道府県で取りまとめられた社会的養育推進計画を分析し、ブロック協議会や都道府県協議会、社会的養護関係種別協議会や関係機関等との連携・協働のもと、地域で真に保護・支援を必要とする子どもや家庭に対し必要な支援が届けられるよう、今後の取り組みに関し検討を行う。
- 国に対し措置費や人員配置基準等も含め「施設の在り方」の検討を働きかけるとともに、国における社会的養護を取り巻く課題に対応して、児童養護施設の役割や機能等を発信し、必要な体制整備等について提言・要望等を行う。

2. 人材の確保・育成・定着に向けた取り組みの強化

- 複雑、多様な課題に対応し、一人ひとりの子どものケアニーズに即した養育を行うため、人員配置基準の抜本的な改善に向けて、国等に対して提言・要望を行う。
- 全養協ホームページや全養協が発行するパンフレットの見直しを行うとともに、さまざまな媒体を活用し、児童養護施設の魅力や施設職員の専門性等を発信していくことを通して、各施設における人材確保を推進する。
- 児童養護施設の職員の離職防止を図り、子どもの安定的な養育環境を確保するため、職員のメンタルヘルスへの配慮等も含め、職員一人ひとりが長く働き続けられるよう、児童養護施設職員のさらなる処遇改善、労働・職場環境の改善に向けた会員施設における取り組みの促進、支援を行う。

3. 社会的養護関係予算確保に向けた取り組み

- 児童養護施設をはじめ社会的養護関係予算確保や人員配置等制度改善に向けた令和8年度政府予算・制度等要望の実施。
- 会員施設の実情を踏まえた令和9年度政府予算・制度等要望書(案)の検討。

4. 児童福祉・社会福祉関係団体との連携・協働の推進

- 全社協政策委員会への参画
- 全社協社会福祉施設協議会連絡会への参画
- 全社協全国退所児童等支援事業連絡会への参画
- 全社協福祉サービスの質の向上推進委員会への参画
- 全社協国際社会福祉基金委員会への参画
- 全社協福祉施設長専門講座運営委員会への参画
- 全社協児童福祉関係種別協議会との連携・協働の推進
- 里親会、その他社会的養護関係団体との連携・協働の推進
- 「広がれボランティアの輪」連絡会議への参画

5. 行政に対する制度政策活動、意見表明の強化

- 政策提言、制度・予算要望等の実施、ソーシャルアクションの実施
- 健やか親子 21 推進協議会への参画
- その他関連する会議、検討会等への参画

6. 立法府等に対する活動の強化

- 政策実現を図るための国会議員等への働きかけの強化

7. 予算・制度対策活動に必要な調査の実施

- 予算・制度対策活動に係る調査の適宜実施(調査研究部共管)

総務部

1. 入所児童の人権擁護の推進

- 令和6年度に改定を行った「全国児童養護施設協議会倫理綱領」および「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」の会員施設での活用を促進するため、全養協が開催する研究大会・研修会や諸会議の資料等、本会広報媒体等への掲載など、あらゆる機会を活用して周知を図り、会員施設における入所児童の人権擁護と人権侵害の禁止・防止、適切な養育実践の浸透を図る。
- 児童養護施設がこれまでに培ってきた一人ひとりの子どもの育ちに寄り添う日々の「養育」のいとなみと、児童養護施設が考える「子どもの権利擁護」について広く発信し、全国的な共通理解を図ることを目的とした「養育・権利擁護セミナー」の開催方法等について、検討を行う。

2. 組織活動の円滑な推進

- 本会事業、財政に関する組織強化を図るため、会費の見直しを含めた検討を行う。

3. ブロック協議会との連携、協力

- ブロック協議会において実施する大会・研修会に対して助成を行い、ブロック組織の活性化を促進する。

- 全養協事業をより一層充実・推進するため、常任協議員会やブロック協議会会長会議等の機会を通じ、ブロック協議会との連携、協力を図る。

4. 広報活動の推進

- 児童養護施設の正しい理解を普及するため、また、児童養護施設における人材確保を推進するため、全養協ホームページやパンフレット「もっと、もっと知ってほしい児童養護施設」等を通じて、児童養護施設の魅力や施設職員の専門性等を発信していく。
 - ① 全養協ホームページの充実と、即時の情報発信
 - ② 全養協パンフレットの改定と普及促進
- 会員施設が、児童養護施設を取り巻く動向を踏まえて、入所している子どもの養育とともに、里親支援、地域の保護・支援を必要とする子どもや家族への支援を展開できるよう、適切な情報提供を行う。
 - ① 全養協通信の発行（随時）
 - ② 協議員に対する情報提供（随時）
 - ③ 「令和7年度全養協便覧（全養協情報 No. 45）」の発行
 - ④ 「令和7・8年度全国児童養護施設一覧」の発行
- 季刊「児童養護」の購読者拡大

5. 全国児童養護施設長研究協議会の企画・運営

（1）第78回全国児童養護施設長研究協議会（福島大会）の開催

[日 程] 令和7年11月11日（火）～13日（木）

[会 場] ビッグパレットふくしま（福島県郡山市）

[定 員] 600名

- 永年勤続感謝、研究奨励賞（松島賞）の表彰式典開催
- 全国児童養護施設長研究協議会大会運営委員会の開催（研修部共管）

（2）第45回児童文化奨励絵画展の開催

6. 施設を退所する子どもの自立支援の推進

- 身元保証人確保対策事業の普及と利用促進
- アトム基金「進級応援助成制度」の運営
- 全社協が実施する ENEOS 奨学助成制度、社会人一年生スタート応援助成制度等を始めとする各種助成制度への協力

7. 企業・団体等による社会貢献活動等への協力

調査研究部

1. 令和7年度会員施設基礎調査の実施
2. 令和7年度児童養護施設入所児童等の進路に関する調査の実施
3. 令和7年度就学・就労等に係る奨学金等各種支援制度等調査の実施
4. 令和7年度児童養護施設入所児童等実態調査の実施
5. その他必要な調査、研究の実施
 - 都道府県社会的養育推進計画における代替養育子ども見込み数、施設委託子ども見込み数等の分析

研修部

1. 児童養護施設の研修体系一人材育成のための指針一の検証
 - 児童養護施設で働く職員の養育の質や専門性の向上を図るため、『改訂 児童養護施設の研修体系一人材育成のための指針一』（平成29年3月）について、今日の情勢に照らして、見直しを行う。
2. 「令和7年度全国児童養護施設中堅職員研修会」の企画・運営
 - [日程] 令和8年2月24日（火）～25日（水）
 - [会場] 全社協・灘尾ホール
 - [定員] 200名
3. 「令和7年度社会的養護を担う児童福祉施設長研修会」の企画・共催
4. 「令和7年度ファミリーソーシャルワーク研修会」企画委員会への委員派遣
5. 全国児童養護施設長研究協議会大会運営委員会の運営（総務部共管）
6. 児童養護施設職員研究奨励賞（松島賞）運営委員会の運営

児童養護編集委員会

1. 『季刊「児童養護」』の編集・発行（第56巻・第1号～第4号）（総務部所管）

《編集方針》

- ① 現場実践の道標となりうる養護理論の形成をめざした児童養護施設、社会的養護の専門誌とする。
- ② 歴史的・社会的に有意でモデルとなるような実践を紹介し、養育の質の一層の向上に資するものとする。
- ③ 子どもの人権を擁護する立場にたち、内外に問題提起する役割を担う。また、「全国児童養護施設協議会倫理綱領」の普及と養育実践における具体化を推進する。
- ④ 施設間での連携やネットワーク構築に資するものとする。
- ⑤ 児童福祉の関係機関や団体をはじめ、教育や医療など関連領域の関係者、子どもの支援に関心のある個人など、社会的養護と直接接点のない者に対し、児童養護施設と子どもたちの実際を伝え理解を図る。

《発行予定》

- ① 第56巻第1号 令和7年6月
- ② 第56巻第2号 令和7年9月
- ③ 第56巻第3号 令和7年12月
- ④ 第56巻第4号 令和8年3月

参考：諸会議の開催

- 協議員総会の開催
- （拡大）正副会長会議の開催
- 常任協議員会の開催
- 監査会の開催
- ブロック協議会会長会議の開催
- 専門部会の開催
 - ・ 制度政策部
 - ・ 総務部
 - ・ 調査研究部
 - ・ 研修部